

唐のキルギス宛国書の発給順と撰文過程

——ウイグル・キルギス交替期を中心に——

齊 会 君

はじめに

本稿で取り上げるのは、唐の武宗が会昌年間（八四一～八四六）にキルギスに宛てて発給した四通の国書である。会昌年間には、モンゴリアではウイグルとキルギスの交替期にあたり、百年近く国交が途絶えたキルギスの来朝に対して、唐としては当然慎重に対処したと思われる。そのため、国書の文章に關しても意を注いだようであり、撰文過程の一部が史料に残されている。これは、唐の国書撰文過程を考察する上で重要な手がかりを与えてくれるはずである。

唐代の国書に関する研究は一九七〇年代以来、盛んに行われるようになり、数多くの研究成果をあげてきた。金

子修一氏は唐発給国書の冒頭文言に注目し、「皇帝敬問」は唐と敵国関係にある国を対象に、「皇帝問」と「勅」は唐と君臣関係にある国を対象に用いられると論じられた。⁽¹⁾これに対して中村裕一氏は、それらは慰勞制書と論事勅書の書式の違いであるとして、金子説を批判された。⁽²⁾中村氏のこの見解は日本古代史の文書研究によっても裏付けられている。⁽³⁾これに対して金子氏は、国書発給当時の国際情勢を考える必要性を唱えられ、また相手国によって差別化される国書の格式や用いられる料紙等について分析された。⁽⁴⁾

以上のほか、国書の内容から当時の国際秩序を究明する研究も行われてきた。石井正敏氏は張九齡撰の渤海王大武艺宛ての国書四通の発給年代を確定されたが、同じく古畑徹氏はその作成年次を中心に、唐と渤海の紛争を究明する一連の研究を発表された。⁽⁶⁾山内晋次氏は張九齡起草の外交文書を考察し、文書の様式、相手国の呼称など外交文書で使用される語句に注目し、唐を中心とする国際秩序を復元された。⁽⁷⁾

また、石見清裕氏は『大唐開元礼』の分析を通して、国書授与の儀式会場は鴻臚寺もしくは鴻臚客館であると指摘し、当時の外交儀礼の手順を復元された。氏は唐発給の国書を一覽表にし、さらには唐発給の国書の内容を分析して当時の国際関係の一端を明らかにされた。⁽⁸⁾斉藤達也氏は張九齡撰文の西域関係勅書の起草時期を確定し、開元二二～二四年の唐と突騎施の関係を究明された。⁽⁹⁾

ただし、従来の唐代国書研究においては、キルギス宛国書の内容はほとんど分析されておらず、そのうえ外交上最も重要な国書の撰文に直接目を向けた研究もさほど行われてはいない。当時の国家間の外交は文書の伝達によって行われていたので、その外交文書がいかなる経緯によって撰文されたのかを考察することは、その段階における

国家の最終的意志がどのようにして決定されたのかを解明することにつながる。そこには、問題解決に向けた政府の努力や、相互の思惑が凝縮されているはずである。したがって、国書の撰文過程の分析は、当時のユーラシア国際関係を分析する上で極めて重要であると言わねばならない。

そこで、本稿では、会昌年間の宰相である李徳裕の文集『会昌一品集』所収のキルギス宛ての国書を取り上げ、伝世文献と関連の墓誌史料を参照して、唐の国書撰文過程の一端を考察してみたい。

一、キルギス宛国書四通とその発給年月

開成五年（八四〇）にウイグルを滅ぼしたキルギスは、ウイグルに嫁いでいた太和公主を獲得し、唐に送還しようとしたが、護衛の使者は途中でウイグルに殺害され、太和公主も奪われてしまった。そのような状況の中で、キルギスは太和公主の所在を確認し、また唐の冊立を求めるために、四回にわたって使者を派遣してきた。そして唐は、その四度の使者それぞれに国書を発給したのである。この四通の国書を取り上げる前に、まずそれぞれの発給年月を明らかにしておかねばならない。しかし、先行研究では【表1】⁽¹⁰⁾に示すように、これらの国書の発給時期は異なっており、見解は統一されていない。そこで、あらためて、使者が唐に到着した順に状況を見てみよう。なお、四通の国書の概要を示せば、【表2】のとおりである。

【表1】キルギス宛国書の発給時期

	使者 到着時期	使者 姓名	国書題名	発給時期				
				岑説	金子説	中島説	傅説	Drompp説
(1)	会昌2年 10月(842)	踏布合 祖	與紇訖斯可汗 書〔国書A〕	会昌3年 2月25日 以前	会昌3年 3月	会昌3年 1月17日～ 2月12日	会昌3年 2月中旬	会昌3年 2月25日 以降
(2)	会昌3年 2月(843)	注吾合 素	與黠戛王書 〔国書B〕	会昌3年 3月以降	会昌3年 2月	会昌3年 3月	会昌3年 2月中旬	発給せず
(3)	会昌3年 6月(843)	温忸合	與黠戛斯可汗 書〔国書C〕	会昌4年夏	会昌3年 6月	会昌4年夏	会昌4年夏	会昌3年夏
(4)	会昌4年 2月(844)	諦德伊 斯難珠	賜黠戛斯書 〔国書D〕	会昌5年春	会昌4年 3月	会昌5年春	会昌5年春	会昌5年春

【表2】キルギス宛国書の概要

国書題名	出典	国書の概要
與紇訖斯可汗書 〔国書A〕	『会昌一品集』巻6 『文苑英華』巻470 『全唐文』巻700	a. 発辞。b. 使者到着と上表文受領の通達。c. 天宝年間までの両国関係の回顧。d. 両国の通交を隔絶した回鶻を減ぼした功績に対する称賛と回鶻の背徳に対する不満。e. 太和公主の長安到着の通達。f. 唐とキルギスは同族ではあるが、尊卑は歴然としている。g. 太和公主の返還及び回鶻滅亡に対する感謝、回鶻のキルギス使者殺害と公主略奪に対する憤慨。h. 唐側にキルギス可汗冊立の意思があることと可汗の意思確認のための使者派遣の通達。i. 結辞。
與黠戛王書 〔国書B〕	『李衛公集補』 『文苑英華』巻470 『全唐文』巻700	a. 発辞。b. 使者の到着、上表文及び貢献の受領の通達。c. キルギスの朝貢断絶の原因が回鶻にあったことを知り、その回鶻滅亡の称賛。d. 回鶻から取得した太和公主を帰還させることに対する感謝、キルギス使者を殺し、公主を奪った回鶻に対する憤慨。e. 辺境の將士が回鶻の帳幕を焼き、公主を迎えたことの通達。f. 回鶻の残党を残らず滅ぼすように命令。g. 結辞。
與黠戛斯可汗書 〔国書C〕	『会昌一品集』巻6 『文苑英華』巻470 『全唐文』巻700	a. 発辞。b. 公主を帰還させ、回鶻を減ぼした功績の称賛。c. キルギスは回鶻と疎遠にすべきこと。d. キルギスは堅昆の末裔なので可汗を冊命するつもりであり、さらに礼部尚書鄭肅に命じて、温忸合將軍等と相談させ、その同意を得たこと。e. 回鶻の残党を悉く滅ぼさなければ、将来の憂いになると指摘、可汗の返事が来たら、重臣を派遣し冊命すること。f. 結辞。
賜黠戛斯書 〔国書D〕	『会昌一品集』巻6 『文苑英華』巻470 『全唐文』巻700	a. 発辞。b. 国書重訳のせいで、皇帝の意志はきちんと伝えられないこと、回鶻の残党を残らず滅ぼすべきこと。c. 回鶻の残党を受入れた黒車子を討伐すべきこと。d. 唐側も出兵し、キルギスと力を合わせて回鶻の残党を滅すと約束。e. 可汗の要求はすべて承諾し、いずれ重臣を遣わして冊命の儀礼を行うことを先に通達しておく。f. 結辞。

(1) 国書A「與紇圻斯可汗書」

初回のキルギス使者団の到来については、羽田亨氏と金子修一氏はいずれも『資治通鑑』の記事によって、会昌二年十月到着とされた⁽¹²⁾。同書卷二四六、武宗会昌二年十月条には、

黠戛斯、將軍踏布合祖等を遣わして天德軍に至らしめ、言う、「先に都呂施合等を遣わし、公主を奉りて之を大唐に歸するも、今に至るも聲問無し…今、出兵して求索し、上天入地すれば、必ずや得るを期す」と⁽¹³⁾。

と見える。これに対して、中島琢美氏は会昌二年から同年末に至るまでの状況を概観し、遊牧ウイグル国を滅亡させるキルギスと直接交渉を持つことは非常に重大な事件であるのに、会昌二年末までそのことについて一言も述べられていないのは、年末までキルギスとの交渉が持たれなかった事実を反映すると論じられ、羽田氏らの十月説を排し、岑仲勉氏の主張した会昌二年年末説、および使者の踏布合祖と注吾合素一行が同じ集団であるという説を採用された。さらに、踏布合祖と注吾合素の漢字音写が非常に似ているから、両者は同一人物または同一使節団の構成員であり、会昌三年正月と二月の二度の来朝記述は、前者は天德軍への到来を示すに過ぎず、後者が初めての長安への来朝であると論じられた⁽¹⁴⁾。

しかしながら、国書A（與紇圻斯可汗書）には「將軍踏布合祖等至り、表を覽て、具さに知る」とあり、国書B（與黠戛王書）には「時は陽和に及び、想うに比ごる佳適たらん。注吾合素等至りて、表を省る、並びに馬を進ずるの事、具さに悉くす」とあることから、踏布合祖と注吾合素にそれぞれ一通ずつ可汗宛の国書を発給したと見なければならぬ。両者が同一人物または同一使節団の構成員であるならば、唐王朝が二通の国書を発給したはずが

ないであろう。そして、この二通の国書の発給時期から見ても、中島説は成立しないと思われる。この点に関して
は後述する。

羽田氏と金子氏の説に従えば、会昌二年十月に天徳軍に到着したのは踏布合祖一行で、彼らに授与したのは国書
A（與紇訖斯可汗書）である。国書Aの発給年月については、岑氏は会昌三年二月二十五日以前に、中島氏は会昌
三年一月十七日（二月十二日）に、傅氏らは岑説にしたがって、会昌三年二月中旬に、金子氏は会昌三年三月に、
Drompp氏は会昌三年二月二十五日以降と推定された⁽¹⁵⁾。岑氏の主な根拠は、①太和公主の長安到着は、会昌三年二月
二十五日であること、②この国書起草当時に太和公主はまだ長安に到着していないこと、の二点であり、会昌三年
二月二十五日より前に発給したと推測されたのである⁽¹⁶⁾。

しかし、『会昌一品集』巻六に収録された国書Aには次のような記述が見られる。

已に太和公主を取得し、即ち闕廷に至る。回鶻の殘兵千人に滿たずして、山谷に散投す。旬日の内、必ずや合
に鼻擡すべし。朕、再び公主を見、はなは良だ深く欣慰す⁽¹⁷⁾。

ここに「朕、再び公主を見、良だ深く欣慰す」とあるように、当時太和公主はすでに長安に到着していたこと
がわかる。Drompp氏も岑氏の説を批判して、国書Aは太和公主の長安到着日である会昌三年二月二十五日以降に発
給したと推定された⁽¹⁸⁾。また、『資治通鑑』卷二四七、武宗会昌三年（八四三）三月条には、

三月、太僕卿趙蕃を以て安撫黠戛斯使と爲す。上、李德裕に命じて黠戛斯可汗に賜う書を草せしめ、諭すに「貞
觀二十一年、黠戛斯の先君身自ら入朝し、左屯衛將軍・堅昆都督を授け、天寶に迄るまで朝貢絶えず。……趙

蕃の回る日を待ち、別に使を命じて禮を展ばしむ」を以てす。⁽¹⁹⁾

とあるごとく、会昌三年三月に太僕卿の趙蕃を遣わしてキルギス可汗宛ての国書を発給している。そして、そこに引用された国書の内容を国書Aと照合してみると、ほとんど一致していることが明らかである。したがって、国書Aは、会昌三年三月に踏布合祖に発給した、と考えられるのである。趙蕃は天徳軍で踏布合祖に国書を授与し、そして同行してキルギスに向かったと考えてよいであろう。

(2) 国書B「與黠戛王書」

二回目の使節団は会昌三年二月辛未(十二日)に長安に到着した注吾合素(索)一行であり、彼らに授与したのが国書B(「與黠戛王書」)である。国書Bの発給年月に関しては、岑氏は会昌三年三月以降に、中島氏は会昌三年三月に、傅氏らは会昌三年二月中旬に、金子氏は会昌三年二月と推定された。⁽²¹⁾しかし、国書Bの冒頭には「皇帝敬しんで黠戛王に問う、時陽和に及び、想うに比ごろ佳適たり」とあるように、この国書の発給時は「陽和」の時期で、春の二月か三月であると考えられるので、岑氏の説は成立しないであろう。

注吾合素の入朝に関しては、『旧唐書』卷十八上、武宗本紀、会昌三年(八四三)二月条は次のように伝えている。黠戛斯の使の注吾合素入朝し、名馬二匹を獻じ、言う、「可汗已に迴鶻を破り、迎えて太和公主を得て歸國せしめんとし、人を差わし公主を送りて入朝せしむるも、迴鶻の殘衆、之を路に奪うことを愁う」と。帝、遂に中使を遣わして注吾合素を送り、太原に往きて公主を迎えしむ。⁽²²⁾

この記述から、武宗は中使を遣わして注吾合素とともに太原まで太和公主を迎えさせたことが知られる。さらに、『唐会要』巻六、和蕃公主・雑録には、

（會昌三年二月）其の月二十五日、（太和）公主、蕃自り京に還る。（中略）三月、中書門下奏す、「伏して聞くに、定安大長公主は二月二十五日、回紇の恩徳に背叛して邊陲を侵軼するを以て、光順門内にて簪珥を脱去し、服を變え請罪す……」⁽²³⁾と。

と見える。文中の「定安大長公主」とは唐に帰国後の太和公主の称号であり、彼女が二月二十五日に長安に帰ったので、⁽²⁴⁾公主を迎えに行つた注吾合素は同行して長安に戻つたことがわかる。そして、前引『旧唐書』武宗本紀の記述「黠戛斯に詔し出兵して之を攻めしむ」は、前掲【表2】の国書Bの段落fにあたると思われるので、国書Bは二月中に注吾合素に発給されたと考えられる。そのうえ、国書Bに「帳幕を焚いて公主歸還し、網羅を透りて元惡逃遁す」とあるので、この国書の発給時に太和公主は長安に到着していたことが見て取れる。したがって、太和公主の帰朝日と合わせて考えると、国書Bは會昌三年二月二十五日～三十日に発せられたと推定できるとであろう。

なお、Drompp氏は国書Bはキルギスに発給されず、国書Aの下書きであると主張し、その理由として、①国書Bでは「キルギス」の国名を当時通用した「黠戛斯」ではなく、「黠戛」としている、②キルギスの君主を可汗ではなく王と称しており、これはキルギスの君主を軽視するものである、③国書Bは国書Aの内容と重複するところが多い、の諸点を挙げられた。そしてこれらの理由もあつて、李徳裕文集の編集者は国書Bを文集の主体部分ではなく、付録の部分に編入したと指摘された。⁽²⁵⁾国書Bに見えるキルギスの国名及び君主の称号については第二節「キルギ

ス」の漢文表記をめぐる問題」で詳しく分析するが、唐はキルギスと百年ぶりに外交関係を回復したばかりで、唐としてはキルギスをどう扱うべきかまだはつきりしていない段階であるので、必ずしもキルギスの君主を軽んじたといえないと考える。そのうえ、キルギス宛ての国書四通を読んでもみると、国書AとBだけではなく、四通の国書はそれぞれほかの国書と重複するところを確認できる。よって、Drompp氏の説には従い難い。

(3) 国書C「與黠戛斯可汗書」

注吾合素の次に到来した使節団は会昌三年六月に長安に到着した温件合一行で、彼らに授与されたのが国書C（「與黠戛斯可汗書」）である。国書Cの発給時期に関して、岑氏は会昌四年夏、中島氏と傅氏らは岑説に従い、金子氏は会昌三年六月、Drompp氏は会昌三年夏と推定された。⁽²⁶⁾岑氏は会昌四年夏に発給したとされる「代李丕與郭誼書」⁽²⁷⁾で言及した「將軍百餘人」を温件合一行ととらえ、『資治通鑑校異』卷二二に記される「黠戛斯使來たるは四年二月に在り」の使者を温件合と解し、さらに国書Cの段落fに「夏熱し」とあるから、それを会昌四年夏に発給したと推定されたのである。⁽²⁸⁾

しかしながら、『資治通鑑』卷二四七、武宗会昌四年二月条の記述を確認してみると、次のとおりである。

黠戛斯、將軍諦德伊斯難珠等を遣わして入貢す。回鶻の牙帳に徙居せんと欲するを言い、發兵するの期、集會するの地を請う。上、詔を賜い、諭すに、「今秋、可汗、回鶻・黑車子を撃つの時、當に幽州・太原・振武・天德の四鎮をして要路に出兵し、其の亡逸を邀えしめ、便ち册命を申ぶること、並びに回鶻の故事に依るべし」

を以てす。朝廷、回鶻の衰微し、吐蕃の内亂するを以て、河・湟四鎮十八州を復することを議す。乃ち給事中劉濛を以て巡邊使と爲す〔考異（卷三二）曰く、實錄に、濛を以て巡邊使と爲すは明年二月壬寅に在り。壬寅は二十五日なり。一品集を按ずるに、會昌四年二月二十二日の奏狀に曰く、「李回等の稱するに縁るに、黠戛斯使云う、今冬必ずや黑車子に就きて回鶻可汗の餘燼を收めんと欲し、切に國家の兵馬の應接するを望むと。黠戛斯使回るの日、已に勅書を賜い、幽州・太原・振武・天德をして各々要路に於いて出兵して邀截せしむるを許す」と。又た曰う、「仍りて代北の諸軍をして攢攢として排比せしむ」と。又た曰う、「其の幽州の兵馬は至つて多く、必ずしも先に排比せしめず。冬初に至るを待ち、續いて中使を降して詔を賜う」と。黠戛斯使の來たるは四年二月に在り。德裕の奏狀に謂う所の今冬・防秋・冬初は、皆四年の事なり。五年二月に至りて始めて濛を以て巡邊使と爲すを容れず。濛の奉使するは要かならず今年の春夏に在り。的まさに何れの月日なるかを知らざれば、且く此に附す⁽³⁰⁾。

右の記載から、會昌四年二月に入朝した使者は明らかに四回目の使者諱德伊斯難珠一行であることが判明する。

逆に、三四目の使節団に関する記述は『資治通鑑』卷二四七、武宗會昌三年六月条の次の記事によつて確認できる。

黠戛斯可汗、將軍溫件合を遣わして入貢す。上、之に書を賜い、諭すに速やかに回鶻・黑車子を平らげ、乃ち遣使して册命を行うを以てす。⁽³¹⁾

この記述から、會昌三年六月に長安に到着した溫件合一行に対して、武宗は同じく六月に速やかにウイグルと黑車子を討伐するように命じた国書を授けたことがうかがえる。つまり、国書Cは會昌四年夏ではなく、會昌三年六

月に温件合に発給したものである。

(4) 国書D「賜黠戛斯書」

四回目の使節団は前掲の諦德伊斯難珠一行で、彼らに授与したのが国書D（賜黠戛斯書）である。国書Dの発給時期に関して、岑氏は会昌五年春に、中島氏・傅氏らは岑説に従い、金子氏は会昌四年三月、Drompp氏は会昌五年春と推定された。⁽³²⁾岑氏の根拠は、①諦德伊斯難珠の来朝は温件合の帰国後なので、会昌四年夏以後であること、②国書Dの末尾に「春暖かし」とあるので、発給は翌年春と考えられること、である。⁽³³⁾

しかし、果たして岑氏の説に従うべきであろうか。諦德伊斯難珠の入朝に関する諸史料の記述を見れば、『旧唐書』卷一八上、武宗本紀、会昌三年八月に、

八月壬戌、……黠戛斯使の諦德伊斯難珠入朝す。⁽³⁴⁾

とあり、上掲の『資治通鑑』卷二四七、武宗会昌四年二月条に、

黠戛斯、將軍諦德伊斯難珠等を遣わして入貢す。回鶻の牙帳に徙居せんと欲するを言い……（下略）。

とあり、また『冊府元龜』卷九八〇、外臣部二五、通好に、

（會昌）三年八月、黠戛斯、使の諦德伊斯難珠を遣わして來朝す。九月、黠戛斯に勅書を與えて曰く、「皇帝敬

しみて黠戛斯可汗に問う。將軍諦德伊斯難珠至り、書を覽ること、並びに白馬二疋、具さに悉くす……」⁽³⁵⁾とあるごとくである。

すなわち、諦德伊斯難珠の入朝時期には二説があることがわかる。『旧唐書』、『冊府元龜』の会昌三年八月と、『資治通鑑』の会昌四年二月である。どちらが正しいのかというと、国書Dの末尾に「春暖かし」とあるので、この国書は春の二月か三月に発給されたはずである。『旧唐書』、『冊府元龜』の会昌三年八月入朝に従うならば、諦德伊斯難珠一行は唐に半年以上滞留したことになってしまう。しかし、国書Dの段落eに「諦德伊斯難珠、朕は已に三殿に面對し、兼ねて宴樂を賜い、並びに來表に依り、更に滞留せず」とあるので、『旧唐書』、『冊府元龜』の記録は誤りである可能性が高くなる。そこで、国書Dの発給時期は『資治通鑑』の記事に従うべきであり、会昌四年二月発給の可能性が高いと考えられる。以上を踏まえて、キルギス宛国書の発給時期と授与地を整理してみると、

〔国書B〕「與黠戛王書」 …… 会昌三年二月二十五日～三十日 注吾合素（長安）

〔国書A〕「與紇圻斯可汗書」 …… 会昌三年三月 踏布合祖（天德軍）

〔国書C〕「與黠戛斯可汗書」 …… 会昌三年六月 温忸合（長安）

〔国書D〕「賜黠戛斯書」 …… 会昌四年二月 諦德伊斯難珠（長安）

のごとくである。つまり、国書の発給順はB、A、C、Dの順と考えられるのであり、それはキルギスに対する称号が「国書B」では「王」で、「国書A」から「可汗」になることから裏付けられるであろう。³⁶⁾

二、「キルギス」の漢文表記をめぐる問題

キルギス宛国書の発給順が上記のごとくに考えられるならば、ここから新しい問題を見出すことができる。それ

はキルギスという民族名・国名の漢字表記の問題である。⁽³⁷⁾

両唐書、『資治通鑑』、『冊府元龜』など後世の史書はキルギスの国名を「黠戛斯」で統一しているが、李德裕の撰文したキルギス宛の国書では表記にばらつきがあり、まだ統一されていない。国書上のキルギスの表記は、次のことである。

〔国書B〕 黠戛王 〔国書A〕 紇斡斯可汗

〔国書C〕 黠戛斯可汗 〔国書D〕 黠戛斯可汗

つまり、国書C以後は「黠戛斯」で統一されたことがうかがえる。ところで、『会昌一品集』卷八、「代劉沔與回鶻宰相書白」には、

紇斡斯の専使の將軍踏布合祖・達干邁悉禾亥義・判官元因娑拽汗阿已時等七人、天德に至りて、上表して云う……。皇帝寵待して存恤し、必ずや更に恩を加えん。⁽³⁸⁾ 輒すなわち良箴を獻じ、幸いにして採納するを垂れん。恐らくは紇斡斯の表本を見るを要もとむれば、今亦た録して往かしむ。⁽³⁹⁾ (傍線は引用者による。以下、同じ)

という一節が見える。この文書はキルギス宛国書に先立つ会昌二年年末に、ウイグルの宰相に宛てた文書である。⁽³⁹⁾ その内容から、キルギス使者の来朝を知らせ、さらにキルギスからの国書を書き写して、ウイグル宰相宛ての文書と一緒に送ったことが見て取れる。注意すべきは、キルギスを「紇斡斯」と表記したのは、国書Aだけではなく、会昌二年末に発給したウイグル宰相宛ての文書などにも見られることである。要するに、この段階ではキルギスの表記は「紇斡斯」が用いられていたと考えられる。

そして、キルギスの表記について、『会昌一品集』卷六、詔勅中、巻頭の自注には、

黠戛斯の國號、皆蕃書の譯字に依り、同じからざる所以なり。商量するに、册命時の奏請は、賈相公の『華夷述』に依り、便ち黠戛斯を以て定めと爲す。⁽⁴⁰⁾

と見える。文中の「賈相公の『華夷述』」とは、賈耽『古今郡国県道四夷述』を指す。この史料から、①キルギスの国名は賈耽『古今郡国県道四夷述』に依拠し、後世使われる「黠戛斯」はこの時に定着したこと、及び②国号について「蕃書の訳字」と述べているのであるから、キルギスからの国書は漢文では書かれていないこと、がうかがえる。そのうえ、当時のキルギス使者と唐の外交交渉の状況を見ると、『会昌一品集』卷一五、「論訳語人状」には次のように記される。

右、石佛慶等は皆是れ回鶻の種類なるに縁り、必ずや本國と情有らん。紇圻斯の專使、京に到るの後、語の回鶻に便ならざる者有らば、翻譯を爲さず、兼ねて潛かに言語を將て輒ち京に在るの回鶻に報ずるを恐る。劉沔・忠順（李忠順）に詔を賜い、各々蕃語を解譯するの人の、是れ回鶻と親族ならざる者を選び、乘遞し京に赴かしめんことを望む。冀わくは互いに相い參驗し、欺蔽有るを免がるを得ん。未だ審らかにせず。會昌二年正月十日。⁽⁴¹⁾

この文書は李徳裕が、「通訳の石仏慶らはウイグル人なので、キルギス使者との交渉にウイグルに不利な情報は訳さず、さらに通訳のウイグル人が秘かに長安にいるウイグル人に情報を漏らす可能性があるため、河東節度使劉沔に命じて辺境からウイグルの親族ではない通訳を長安に送るようにすべきである」と、皇帝に進言した文書である。

以上のほか、キルギス使者と唐の外交交渉に関する記述は「崔鐵墓誌」⁽⁴²⁾にも確認できる。

時に黠戛斯、使を遣わして朝貢するに、「勅使」と稱する者有り。府君曰う、「是れ必ずや重譯の失ちならん。

此の名號を以て奏御すれば、理に於いて未だ安らかならず」と。乃ち舌人をして言覆せしむるに、果して「隻」と曰い、使の聲の悞りなり。其の精識爲ること、又是の如し。⁽⁴³⁾

右は咸通三年（八六二）正月に没した崔鐵の墓誌の一部であるが、大中年間（八四七～八六〇）に鴻臚卿在職中の崔鐵がキルギス使者と交渉する際に、史料に見える「舌人」すなわち通訳が「隻使」と間違えて訳したのを崔鐵が正したいきさつが記されている。

これらの史料によれば、キルギス使者はどうかやうやら口頭で用件を唐側に伝え、口頭で外交交渉または国書の伝達を行ったと考えられる。要するに、キルギスからの文書はテュルク・ルーニックで書かれたか、または内容を口頭で伝達したか、そのどちらかであると推測できるのである。したがって、前掲「代劉沔與回鶻宰相書白」に見える、李徳裕が書き写してウイグルの宰相に送った「紇圻斯の表本」とは、キルギスの来書または口頭伝達の漢文訳である可能性が高いと思われる。

それならば、唐代において、キルギスの来書または口述のみならず、いわゆる蕃書の翻訳はどこで行われるのであるか。『新唐書』卷四七、百官志二、中書省には、

主書四人、從七品上。主事四人、從八品下（原注）有令史二十五人、書令史五十人、能書四人、蕃書譯語十人、乘驛二十人、傳制十人、亭長十八人、掌固二十四人、裝制敕匠一人、脩補制敕匠五十人、掌函・掌案各々

唐のキルギス宛国書の発給順と撰文過程 齊会君

二十人」。

とあり、唐の中書省には「蕃書訳語十人」が置かれていた。唐は、漢文でない外国語の国書を翻訳するケースを想定していたのである。李錦繡氏は、「中書省の蕃書訳語は諸蕃からの国書および長安に滞在する蕃人の上表の翻訳を掌るだけでなく、中書省で行われた機密会談で通訳を担当し、使者として諸国に派遣されることもあった。それに對して、鴻臚寺の訳語人は、主として口頭の通訳を担当した」と指摘された⁽⁴⁴⁾。これに従えば、キルギスからの文書は、テュルク・ルーニックで書かれた文書、または使者が口頭で伝えた文言を中書省の翻訳官が漢文に翻訳し、皇帝に上表するという過程を経て処理されたと考えてよい。しかしながら、当時はキルギスの言葉を直接漢語に翻訳できる者がおらず、ウイグル人を媒介して訳されたのである。

念のために、イエニセイ碑文を見ると、キルギスの自民族呼称は登場しない。イエニセイ碑文の編年には七〜十一世紀、八〜十一世紀など諸説があるが、九世紀にキルギスが文字を有していたのは確かである⁽⁴⁵⁾。なお、突厥碑文には「キルギス」の表記は確認できる⁽⁴⁶⁾。キルギスからの国書を受け取った唐は、それまでの唐とウイグルとの良好ではなかった関係を考慮して、常に慎重にキルギス宛て国書の撰文に臨んだであろう。それならば、キルギスに対する返事の国書は、実際にはどの機関によって、どのような過程を踏まえて撰文されたのであろうか。次節ではこの問題をもう少し掘り下げてみたい。

三、国書の撰文について

(1) 国書の撰文機関

『唐六典』および両唐書は、王言の起草は中書舍人の職掌とするが、唐一代を通じて、詔勅の起草は必ずしも中書舍人のみが関わったわけではない。以下に、翰林学士である陸贄が貞元年間（七八五～八〇五）に起草した三通の上奏文を見てみよう。

『旧唐書』卷一九〇下、呉通玄伝

贄（陸贄）性偏ひとへに急いそなり、屢しばしばは上の前に於いて通玄を短そる。又言う、「承平の時、工藝書畫の徒、翰林に待詔するも、比ひごろ學士無し。只だ至徳自り後、天子、集賢學士を召し禁中にて書詔を草しめ、翰林院に在りて進止を待つに因り、遂に以て名と爲す。奔播するの時、道途に除改あやに豫あやかる或れば、權りに制を草せしむ。今、四方に事無く、百揆時序たりて、制書の職分は宜しく中書舍人に歸すべく、學士の名、理まじに須らく停寢すべし」と。⁽⁴⁷⁾

『知不足齋叢書』第十三集上、『翰苑群書』上卷、「翰林志」

貞元三年、贄（陸贄）上疏して曰う、「……肅宗靈武・鳳翔に在りて、事多く草創し、權宜に濟急し、遂に舊章を破る。翰林の中、始めて書詔を掌り、因循して未だ革めず……陛下、若し俯したして人情したに順したがい、大いに前弊を革めんとすれば、凡そ詔勅に在りては、悉く中書に歸せん。遠近之を聞かば、必ずや至當たるを稱（48）さん」と。

『冊府元龜』卷四七四、台省部十八、奏議五

貞元四年、贄（陸贄）奏して曰く、「學士の私臣は、玄宗初めて内庭に待詔せしむるも、詩賦文章を唱和するに

唐のキルギス宛国書の發給順と撰文過程 齊会君

止むるのみ。詔告の出づる所は、本より中書舎人の職なるも、軍興の際に、促進應務し、權りに學士をして之に代わらしむ。今、朝野又寧んずれば、合に職分を歸すべし。其れ將相を命ずるの制詔は、中書に付し行遣せんことを請う⁽⁴⁹⁾と。

以上を要するに、陸贄は、「旧制では詔勅起草する職務は、すべて中書省に属していたが、安史の乱を背景にした肅宗の時代になって、翰林学士が書詔を掌るようになり、それが徳宗の時代になっても続いた。詔勅の起草は国体に関わる一大事であるから、その職務は中書省に帰すべきである」と主張したのである。

また、『公昌一品集』所収の李徳裕の上奏には、「翰林に付し、此の意を約して詔示するを望む」、「翰林に付し、各々詔を賜い處分するを望む」、「翰林に付し、此の意を約し傳詔するを望む」などの文言がよく見られることから、会昌年間の詔勅は翰林学士の撰文によるケースが多かったことがうかがえる。したがって、徳宗は陸贄の意見に従わず、翰林学士による起草は武宗朝まで存在し続けたと思われる。

この点に関して、山本隆義氏は、唐代では知制誥を兼任する他官による草制もみられるが、翰林学士院が設置されてから以後は唐末に至るまで草制は翰林学士と中書舎人によつて内制（皇帝直接の命による詔勅）と外制（宰相の命による詔勅）とが大体において分掌された⁽⁵⁰⁾と述べられた。それに対して向井潤氏は、唐代においては、翰林学士が内制を、中書舎人が外制を担当するという明確な区分は存在しなかったと論じられた⁽⁵¹⁾。また、唐代の翰林学士を総合的に分析した毛蕃氏は、翰林学士は内制、中書舎人は外制という区分は制度上は見えないが、唐後期においては例外はあるものの、暗黙のルールとして運用されていたと指摘された⁽⁵²⁾。しかしながら、李徳裕が宰相在職中にしば

【表3】国書起草者一覧

国書起草者	起草時期	職歴
張九齡	開元十九年（732）～ 二十四年（736）	秘書少監兼集賢院学士仍副知院事、 工部侍郎、知制誥、檢校中書侍郎、 中書侍郎同中書門下平章事兼修国 史、中書令、右丞相
独孤及	永泰二年（766）	左拾遺、太常博士
陸贄	貞元二年（786）～ 三年（787）	翰林学士、中書舍人
白居易	元和二年（807）～ 六年（811）	左拾遺、京兆戸曹參軍、翰林学士
李德裕	会昌元年（841）～ 五年（845）	門下侍郎同平章事（兼左僕射）
封敖	会昌元年（841）～ 六年（846）	翰林学士

しは詔勅を撰文したことは、『会昌一品集』採録の文書から見て間違いない⁽⁵³⁾。また、李德裕の詔勅起草に関して、次の史料は注目されるべきである。すなわち、『資治通鑑』卷二四七、武宗会昌三年三月条に、

回鶻の塞上に至って自り、黠戛斯の入貢するに及ぶまで、詔勅有る毎に、上、多くは德裕に命じ之を草せしむ。德裕、翰林學士に委ねるを請えども、上曰く、「學士は人意を盡す能わず、須らく卿自ら之を爲すべし」と。⁽⁵⁴⁾

と見えるこの記事は、詔勅の起草を掌る翰林學士が国書をうまく書けない場合、皇帝は直接宰相に国書の撰文を命じる場合があったことを伝えている。つまり、唐代においては、詔勅の一部である国書は知制誥・中書舍人・翰林學士だけでなく、宰相もそれを起草したと考えられるのである。

念のために、唐一代を通じて、詔勅特に国書の撰文⁽⁵⁵⁾に関わった人物を網羅し、時代順に並べてみると、張九齡・独孤及・陸贄・白居易・李德裕・封敖らの名をあげることができる。そして、彼らが国

書を起草した時期と該当時期の官職とを照合すると、【表3】⁽⁵⁶⁾のごとくである。

要するに、前述のごとく国書の撰文は主として翰林学士の職掌であり、宰相としてそれにかかわった人物は張九齡と李徳裕しか存在せず、両者の経歴を見ると、二人とも当時の皇帝に特に信頼された人物であることがわかる。おそらく、宰相であるとはいっても、必ず詔勅を起草できるわけではなく、皇帝の信任の厚い宰相のみがそれ携わることが多かったと思われる。

(2) 国書の撰文過程

前述のように、会昌年間に宰相を務めた李徳裕は自分で国書を撰文するよう皇帝に命じられた。それならば、李徳裕はどうやって皇帝の意に沿う国書を撰文したのであるうか。幸いなことに、『会昌一品集』卷六、「與黠戛斯可汗書」(国書C、段落d)には、

朕、昨に禮部尙書鄭肅等をして彼の使臣と大計を面陳せしむるに、温伾合將軍等は皆朕の旨を諭り、言の結成するを願⁽⁵⁷⁾う。

という文言が記されている。これによって、武宗は礼部尙書鄭肅に命じてキルギスの使者と意思疎通を行わせ、両者が合意に至ったことがわかるのである。

この国書(国書C)には次の李徳裕の二通の上奏文が付されている。

『会昌一品集』卷六、「進所撰黠戛斯書状」

右、今月十三日に閣中に於いて^{まのあたり}面に聖旨を奉じ、書を選し進來せよといえり。臣、鄭肅等の與に語り了るを待ちて撰述するを請えり。今撰し訖われれば、謹しみて進上す。⁽⁵⁸⁾

同「進所撰黠曼斯可汗書状」

右、宣を奉ずるに、臣をして書内に於いて堅昆の事を添えよといえり。未だ審らかに黠曼斯の^ま的に是れ堅昆の後なるかを知らざるに緣り、恐るらくは須らく粗ば梗槩を言うべくも、未だ明らかに書すべからず。今、已に宣に依りて添改するも、其の間、詞意の未だ盡きざる處有らば、亦た更に加添せん。臣、學識は空虚、文理は淺近たりて、再び嚴扞に陳ぶ。伏して兢惶を積み、謹しみて封を連ねて進す。⁽⁵⁹⁾

前者の「進所撰黠曼斯書状」から、李徳裕は皇帝からキルギス宛国書の撰文の勅命を受け、礼部尚書鄭肅らがキルギスの使者と交渉した結果にもとづき、国書を撰文して皇帝に進した過程がうかがえる。更に後者の「進所撰黠曼斯可汗書状」の内容を読んでもみると、前に上進した国書は武宗に認められず、武宗はかつての「堅昆」と唐との関係を書き加えるように李徳裕に命じ、李徳裕はそれを受けて書きなおし、再び皇帝に提出した経緯が見て取れる。そして、国書C（「與黠曼斯可汗書」）の段落dの内容から見れば、本国書は書き直された最終的なものと見なければならぬ。

国書Cの撰文過程をまとめてみると、李徳裕は、①武宗からキルギス宛ての国書撰文の勅命を受け、②撰文の前に、やはり勅命によって礼部尚書鄭肅らがキルギスの使者と交渉し、③両者の意見交換の経緯を踏まえたうえで国書を選して武宗に進呈し、④武宗は国書を読んで直すべき箇所を指摘し、⑤勅命に従って国書を書き直し、再び上

進して皇帝の指示を仰いだ、のごとくである。

さらに、国書Cだけではなく、国書D（賜點曼斯書）にも一通の上奏文が付されている。

『公昌一品集』卷六、「進所撰點曼斯書状」

右、宣を奉じ、臣をして撰し進來せよといえり。臣は其の表中の情款を詳らかにし、一一報答す。闕遺せざるを盡し、兼ねて文言を爲さず、その易解を遣わす。冊命するの時は須らく其をして蕃事を稱せしむべきに縁り、須らく冊命を云うの禮は、並びに回鶻の故事に依るべし。若し須らく更に邀約有らば、即ち朝廷の使を命ずるの日を待ちて、別に敕書を賜わるは、稍や允愜と爲す。謹しみて縁りて上進す、未だ可否を審らかにせず。⁽⁶⁰⁾

この上奏文には国書Dの撰文過程が反映されている。すなわち、李徳裕は、キルギスからの来書（蕃書訳語訳文）を読み、その意向に逐一回答する形で国書を撰文してそれを皇帝に進呈し、その指示を仰ぐと同時に、冊命の儀礼と、必要であれば別勅を用意する旨を進言したことがわかる。

要するに、キルギス宛ての国書は皇帝の意向を入れて書き直され、採用された最終案が発給され、それが文集に採録されたのである。また、起草の過程で礼部尚書がキルギスの使者とも相談してその同意を得たうえで、李徳裕はその意向を国書に反映させた。撰文した国書は皇帝に進呈され、その指示を仰いだのである。

国書撰文過程に関しては、『公昌一品集』採録の上奏文のほかに、時代はさかのぼって玄宗期のことであるが、徐浩撰「唐故金紫光禄大夫中書令集賢院学士知院事修国史尚書右丞相荊州大都督府長史贈大都督上柱国始興開国伯文獻張公（張九齡）碑銘」⁽⁶¹⁾にも注目すべき記事がある。直接関わる段落を引用すれば、

渤海王武藝、我が王命に違ひ、其の詞を絶たんと思ふ。中書の奏章、上の意に慚かなわざれば、公に命じて改作せしめ、援筆するに立たつに成り、上甚だ嘉す。即ち尙書工部侍郎兼知制誥を拜す。⁽⁶²⁾

のごとくである。渤海国王の大武芸と唐の玄宗との意向が対立した時、中書省は渤海王宛ての国書を作つて上進した。しかし、その草案は玄宗の意に叶わなかつたので、玄宗はあらためて張九齡に命じて起草させたところ、皇帝の意に沿う文案が作成された。玄宗は大変喜び、張九齡を尙書工部侍郎に拔擢し、知制誥を兼ねさせたという内容である。そしてこの場合も、『曲江集』に採録された「勅渤海王大武芸書」第一首（開元二十年七月）が張九齡撰文の最終案だと思われる。この事例からも、玄宗期の渤海王宛国書も武宗期と同じ過程を踏まえて撰文されたと考えられるのである。

むすび

本稿は、唐の会昌年間におけるキルギス宛国書四通の発給時期を確定し、国書の撰文をめぐる諸問題を考察した。上述したことをまとめると、次のごとくである。

①キルギス宛国書の発給順は、会昌三年二月二十五日～三十日に国書Bを注吾合素に、会昌三年三月に国書Aを踏布合祖に、会昌三年六月に国書Cを温忸合に、会昌四年二月に国書Dを諦德伊斯難珠に授与した順となる。キルギスの漢文呼称「黠戛斯」は国書Cの段階で確定された。

②会昌年間におけるキルギスの来書は漢文ではなく、テュルク・ルーニックで書かれた文書または使者の口頭伝達

によるものである。皇帝に上表されたのは、中書省の翻訳官によって漢文訳された文書であろうと考えられる。③唐の後半期になると、知制誥と中書舎人のほかに、翰林学士が国書の撰文にかかわるケースも少なくない。ただし、必ずしもこれらの官署だけではなく、皇帝の信任を得た宰相が国書の撰文を皇帝から直接命じられることもあり、キルギス宛ての国書四通は宰相の李徳裕が撰文した。

④国書の撰文に際して、宰相の場合は、(a) 皇帝から国書撰文の勅命を受け、(b) 他の大臣らがキルギスの使者と交渉し、(c) 交渉した結果を踏まえて宰相は国書を撰文し、(d) その国書は皇帝に進上されて指示を仰ぎ、(e) 皇帝からの許可が出ればそのまま発給、逆に皇帝から訂正すべき箇所を指示されれば、宰相は書き直して再度提出する、のように、(d) (e) の過程が繰り返されたと思われる。現在『会昌一品集』に採録されるのは、その最終案だと考えられる。

ところで、唐とウイグルとの関係を振り返れば、唐は安史の乱に際してウイグルの援軍を仰いだので、その後の唐はウイグルに対して低姿勢の外交を余儀なくされた。必要以上に絹馬交易を要請され、時には対立し、両者の関係は必ずしも良好とは言えなかった。唐がキルギス宛ての国書撰文にこれだけ手順を踏んだのは、このようなウイグルとの前例があったからこそ、キルギスに対して慎重にならざるを得なかったからだと思われる。ただし、そうはいっても、この撰文の手順は唐代の他の国書を考察するうえでも参考になるのではなからうか。

なお、以上の経緯によって、唐はモンゴリアの覇権をキルギス可汗が掌握することを承認した。内外からの支持を失ったウイグルは、可汗国を再興することが困難となり、これがユーラシア史上の一大転機とも言うべきテュル

ク民族西方大移動が起る一つの要因となったのである。

註

- (1) 金子修一「唐代の国際文書形式」(『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、二〇〇一年、一二六～一七一頁、初出『史学雑誌』八三―一〇、一九七四年)。
- (2) 中村裕一「唐代制勅研究」(汲古書院、一九九一年、九九～三三〇頁、五七八～六三二頁)、同『隋唐王言研究』(汲古書院、二〇〇三年、六九～八六頁、一二四～一四五頁)。
- (3) 中野高行『日本古代の外交制度史』第二部、第一章「慰勞詔書に関する基礎的考察」(初出『古文書研究』二三、一九八四年)、第二章「慰勞詔書の『結語』の変遷について」(初出『史学』五五―一、一九八五年)、第三章「慰勞詔書と『对蕃使詔』の関係について」(初出『古文書研究』二七、一九八七年)(岩田書院、二〇〇八年、一一三～一五三頁)。丸山裕美子「慰勞詔書・論事勅書の受容について」(『延喜式研究』一〇、一九九五年)。
- (4) 金子修一「唐代国際関係における日本の位置」(註(1)所掲『隋唐の国際秩序と東アジア』一三六～二六三頁、初出『古代文化』五〇―九、一九九八年)。
- (5) 石井正敏「日本渤海関係史の研究」第三章「対日本外交開始前後の渤海情勢——玄宗皇帝「勅渤海王大武藝書」の検討——」(吉川弘文館、二〇〇一年、三〇三～三五六頁、初出『朝鮮学報』一一二、一九八四年)。
- (6) 古畑徹「大門芸の亡命年時について——唐渤海紛争に至る渤海の情勢——」(『集刊東洋学』五一、一九八四年)、「唐渤海紛争の展開と国際情勢」(『集刊東洋学』五五、一九八六年)、「張九齡作「勅渤海王大武藝書」と唐渤海紛争の終結——第二・三・四首の作成年時を中心として——」(『東北大学東洋史論集』三、一九八八年)、同「張九齡作「勅渤海王大武藝書」第一首の作成年時について——大門芸の亡命年時について」補遺——」(『集刊東洋学』五九、一九八八年)など。
- (7) 山内晋次「唐よりみた八世紀の国際秩序と日本の地位の再検討」(『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、二〇〇三年、一〇～三五頁)、初出は『続日本紀研究』二四五、一九八六年。

- (8) 石見清裕「唐の国書授与儀礼について」(『東洋史研究』五七―二、一九九八年)、同「唐朝発給の「国書」一覽」(『アジア遊学』三、一九九九年)、同「唐・太宗期の韓半島三国と中国との外交交渉史料」(『日本研究』(韓国)第二二号、二〇〇四年)、同「唐・張九齡『曲江集』所収の対吐蕃国書四首について」(荒川正晴・柴田幹夫編『シルクロードと近代日本の邂逅』、勉誠出版、二〇一六年、三二九―三五四頁)。
- (9) 齊藤達也「『曲江集』所収の西域関係勅書の起草時期」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊一九、一九九二年)。
- (10) 本稿で取り上げる四通の国書の発給時期を考察する研究は中島琢美「南走派ウイグル史の研究」(『史遊』一二、一九八三年)、同「会昌一品集」引用文一覧表」(『史遊』一三、一九八四年)、岑仲勉「李德裕「会昌伐叛集」編證上」(『岑仲勉史学論文集』中華書局、一九九〇年、三四三―四六一頁、初出「国立中山大学研究院文科研究所歴史学部史学専刊」二一、一九三七年、一〇五―二五〇頁)、傅璇琮・周建国編『李德裕文集校箋』(河北教育出版社、一九九九年)、前掲註(一)金子論文、Michael R. Drompp, *Tang China and The Collapse of The Uighur Empire: a Documentary History* (Leiden: Brill, 2005)がある。
- (11) 本稿で取り上げるキルギス宛の国書四通はすべて前掲註(10)傅璇琮・周建国編書を底本とする(『與紇圻斯可汗書』(巻六、七九―八三頁)、『與黠戛王書』(李衛公集補、七二―七五頁)、『與黠戛斯可汗書』(巻六、八三―八七頁)、『賜黠戛斯書』(巻六、八八―九一頁)。なお、これら四通の文書の英訳は前掲註(10)Drompp著書二八―三一頁参照。なお、国書に附したアルファベットは、使者の到着順に捩る。
- (12) 羽田亨「唐代回鶻史の研究」(『羽田博士史学論文集』上巻、歴史篇、一九五七年、一五七―三二四頁)、前掲註(一)金子論文。
- (13) 黠戛斯遣將軍踏布合祖等至天德軍、言「先遣都呂施合等奉公主歸之大唐、至今無聲問……今出兵求索、上天入地、期於必得」。
- (14) 中島琢美「会昌年間に於けるキルギス使節団の到来に就いて(一)」(『史遊』十、一九八三年)、前掲註(10)岑論文四二―四四頁、四二八―四三二頁。
- (15) 前掲註(10)岑論文四三〇頁、中島論文(一九八三年、一九八四年)、傅・周編書七九―八三頁、Drompp著書二二―五頁、前掲註(一)金子論文一三九頁。

(16) 前掲註(10) 岑論文四三〇頁。

(17) 已取得太和公主、卽至闕廷。回鶻殘兵不滿千人、散投山谷、旬日之内、必合梟擒。朕再見公主、良深欣慰。

(18) 前掲註(10) Drompp 著書一二五頁。

(19) 三月、以太僕卿趙蕃爲安撫黠戛斯使。上命李德裕草賜黠戛斯可汗書、諭以「貞觀二十一年、黠戛斯先君身自入朝、授左屯衛將軍・堅昆都督、迄于天寶、朝貢不絕。……待趙蕃回日、別命使展禮」。

(20) 『旧唐書』卷十八上、武宗本紀、會昌三年(八四三)二月条、『新唐書』卷二七、回鶻伝下、『資治通鑑』卷二四七、武宗會昌三年二月条。

(21) 前掲註(10) 岑論文四三四〜四三六頁、中島論文(一九八三年・一九八四年)、傅・周編書七一三〜七一五頁、前掲註(1) 金子論文一三九頁。

(22) 黠戛斯使注吾合素入朝、獻名馬二匹、言可汗已破迴鶻、迎得太和公主歸國、差人送公主入朝、愁迴鶻殘衆奪之於路。帝遂遣中使送注吾合素往太原迎公主。

(23) (公昌三年二月) 其月二十五日、(太和) 公主自蕃還京。(中略) 三月、中書門下奏「伏聞定安大長公主、二月二十五日、以回紇背叛恩德、侵軼邊陲、于光順門内脱去簪珥、變服請罪……」。

唐のキルギス宛国書の発給順と撰文過程 齊会君

(24) 太和公主の長安到着に関して、『旧唐書』卷一八、武宗本紀會昌三年三月条では「三月、太和公主至京師、百官班于章敬寺迎謁、仍令所司憲宗・穆宗二室」と記され、會昌三年三月とし、『資治通鑑』卷二四七、武宗會昌三年二月条では「庚寅、太和公主至京師、改封安定大長公主、詔宰相帥百官迎謁於章敬寺前」と見え、會昌三年二月庚寅(三十一日)としている。平岡武夫編『唐代の曆』(京都大学人文科学研究所、一九五四年)によると、會昌三年二月は三十日しかなく、『資治通鑑』の日付の干支は間違っている可能性が高いので、本稿では『唐会要』卷六の記述に従う。

なお、円仁『入唐求法巡礼行記』卷三も、會昌二年二月二十五日条に和蕃公主の長安入城を記している。

(25) 前掲註(10) Drompp 著書一三四〜一三五頁。

(26) 前掲註(10) 岑論文四四三〜四四六頁、中島論文(一九八三年・一九八四年)、傅・周編書八三〜八七頁、Drompp 著書一三八〜一三九頁、註(1) 金子論文一三九頁。

(27) 「近黠戛斯國王遣將軍百餘人入朝、請發本國兵四十萬衆、襲逐可汗、擒送京闕」前掲註(10) 傅・周編書、一五六〜一五七頁。

(28) 前掲註(10) 岑論文四四五頁。

(29) 諦德伊斯難珠等の入朝時期は『資治通鑑』の版本によつ

て違っており、四部叢刊本、古籍出版社本（北京、一九五六年）では会昌四年三月（甲寅朔）、中華書局点校本（北京、一九五六年）では会昌四年二月（甲寅朔）とする。『唐代之曆』（平岡武夫編、京都大学人文科学研究所、一九五四年）と『二十史朔閏表』（陳垣、古籍出版社、一九五六年）によると、甲寅は会昌四年三月ではなく、二月の朔日である。よって、本稿ではこの条文を会昌四年二月とする。

(30) 黠戛斯遣將軍諦德伊斯難珠等入貢。言欲徙居回鶻牙帳、請發兵之期、集會之地。上賜詔、諭以「今秋可汗擊回鶻・黑車子之時、當令幽州・太原・振武・天德四鎮出兵要路、邀其亡逸、便申册命、並依回鶻故事」。朝廷以回鶻衰微、吐蕃內亂、議復河・湟四鎮十八州。乃以給事中劉濛爲巡邊使、〔考異（卷二二）曰、實錄、以濛爲巡邊使在明年二月壬寅。壬寅、二十五日也。按一品集、會昌四年二月二十二日奏狀曰、「緣李回等稱、黠戛斯使云、今冬必欲就黑車子收回鶻可汗餘燼、切望國家兵馬應接。黠戛斯使回日已賜敕書、許令幽州・太原・振武・天德各於要路出兵邀截」。又曰、「仍令代北諸軍擺排比」。又曰、「其幽州兵馬至多、不必先令排比。待至冬初續降中使賜詔」。黠戛斯使來在四年二月。德裕奏狀所謂今冬・防秋・冬初者、皆四年事也。不容至五年二月始以濛爲巡邊使。濛之奉使要在今年春夏。不知的何月日、

且附於此。]

(31) 黠戛斯可汗遣將軍溫件合入貢。上賜之書、諭以速平回鶻・黑車子、乃遣使行册命。

(32) 前掲註(10) 岑論文四四九頁、中島論文（一九八三年・一九八四年）、傅・周編書八八〇—九二一頁、Drompp 著書一四六頁、前掲註(1) 金子論文一三九頁。

(33) 前掲註(10) 岑論文四四九頁。

(34) 八月壬戌、……黠戛斯使諦德伊斯難珠入朝。

(35) (会昌) 三年八月、黠戛斯遣使諦德伊斯難珠來朝。九月、與黠戛斯勅書曰、「皇帝敬問黠戛斯可汗。將軍諦德伊斯難珠至、覽書并白馬二疋、具悉……」。

(36) なお、金子修一氏は、「與黠戛王書」(国書B) から「與紇克斯可汗書」(国書A) へ移行する背景に、唐が可汗号授与対象をウイグルからキルギスに切り替えた事情があると推測されている。前掲註(1) 金子論文参照。

(37) 「キルギス」の漢字表記の種類については、Yukiyo Kasai, "The Chinese phonetic transcriptions of the Old Turkish words in the Chinese sources from 6th–9th Century": focused on the original word of 'Tujue 突厥' (Studies on The Inner Asian Languages XXIX, 2014, pp. 57–135) を参照された。

(38) 紇克斯專使將軍踏布合祖・達干邁悉禾亥義・判官元因

姿拽汗阿已時等七人至天德、上表云……。皇帝寵待存恤、必更加恩。輒獻良箴、幸垂採納。恐要見紇斡斯表本、今亦錄往。

(39) 前掲註(10) 岑論文四二一〜四二四頁。

(40) 點夏斯國號、皆依蕃書譯字、所以不同。商量冊命時奏請、依賈相公『華夷述』、便以點夏斯爲定。

(41) 右、緣石佛慶等皆是回鶻種類、必與本國有情。紇斡斯專使到京後、恐語有不便于回鶻者、不爲翻譯、兼潛將言語輒報在京回鶻。望賜劉沔・忠順詔、各擇解譯蕃語人不是與回鶻親族者、令乘遞赴京。冀得互相參驗、免有欺蔽。未審。會昌二年正月十日。

(42) 吳鋼主編『全唐文補遺』千唐誌齋新藏專輯(三)秦出版社、二〇〇六年、四〇三〜四〇五頁。

(43) 時點夏斯遣使朝貢、有稱敕使者。府君曰、「是必重譯之失也。以此名號奏御、於理未安」。乃命古人言覆、果曰隻、使聲之悞也。其爲精識、又如是。

(44) 李錦繡「唐代的翻書詔語直官……從史訶耽莫誌談起」(『晉陽學刊』第五期、二〇一六年)。

(45) Malov, S. E. *Entsetskata pis'mennost' turkov: teksty i perevody* (Moskva: Izd-vo Akademii nauk SSSR, 1952) 護雅夫「エヌシユエマローフのイエニセイ碑文研究」(『古代トル

唐のキルギス宛國書の發給順と撰文過程

齊会君

コ民族史研究Ⅰ』(山川出版社、一九六七年、初出『東洋學報』四一一、一九五八年)。

(46) ローマナイズされた "qirgiz"、TIN4、KFN13・E4・E36、BO-E26、スージ碑文L2に見える。小野川秀美「突厥碑文訳註」(『滿蒙史論叢』第四、座右宝刊行会、一九四三年、二五一〜四二五頁)・Talat Tekin, *A Grammar of Orkhon Turkic*, Bloomington, 1968, pp. 231-253, 護雅夫「スージ碑文の一解釈——最初の三行について——」(『古代トルコ民族史研究Ⅱ』、山川出版社、一九九二年、一六九〜一七二頁、初出『榎博士還暦記念東洋史論叢』、山川出版社、一九七五年)。

(47) 贊(陸贄)性偏急、屢於上前短通玄。又言、「承平時、工藝書畫之徒待詔翰林、比無學士。只自至德後、天子召集賢學士于禁中草書詔、因在翰林院待進止、遂以爲名。奔播之時、道途或豫除改、權令草制。今四方無事、百揆時序、制書職分宜歸中書舍人、學士之名理須停寢。」

(48) 貞元三年、贊(陸贄)上疏曰、「……肅宗在靈武・鳳翔、事多草創、權宜濟急、遂破舊章。翰林之中始掌書詔、因循未革……陛下若俯順人情、大革前弊、凡在詔勅、悉歸中書、遠近聞之、必稱至當。」

(49) 貞元四年、贊奏曰、「學士私臣、玄宗初令待詔內庭、止

二九

於唱和詩賦文章而已。詔告所出、本中書舍人之職、軍興之際、促迫應務、權令學士代之。今朝野又寧、合歸職分。其命將相制詔、請付中書行遣」。

(50) 山本隆義『中国政治制度の研究』(東洋史研究会、一九六八年、二五四～二五五頁)。

(51) 向井潤『唐代の翰林學士——その職制を中心として——』(『東洋史苑』二二、一九八二年、二三～七四頁)。

(52) 毛蕃『唐代翰林學士』(社会科学文献出版社、二〇〇〇年、九五～一〇〇頁)。

(53) 毛蕃氏は内制の起草は元もと翰林學士の職掌であるので、宰相は関わるできないが、武宗の特別な許可があるから、李德裕は詔勅を起草できたとであると指摘した(前掲註(54)毛蕃書一三九頁)。なお、『会昌一品集』に見える制勅については、中村裕一氏『唐代公文書研究』(汲古書院、一九九六年、五四七～五八九頁)を参照されたい。

(54) 自回鶴至塞上及黠戛斯入貢、每有詔敕、上多命德裕草之。德裕請委翰林學士、上曰、「學士不能盡人意、須卿自爲之」。

(55) 本稿では詔勅の一部である国書を研究対象として扱ったので、便宜上、国書の撰文だけに限定する。

(56) 【表3】の起草時期と職歴は『旧唐書』、『新唐書』列伝

のほか、朱金城『白居易年譜』(上海古籍出版社、一九八二年、三七～五七頁)、前掲註(8)石見諭論文(一九九九年、四三～四六頁)、前掲註(5)石井著書三一〇頁、顧建國『張九齡年譜』(中国社会科学出版社、二〇〇五年、一六九～二六六頁)、王素『陸贄集』(中華書局、二〇〇六年、八〇七～八一〇頁)、傅璇琮『李德裕年譜』(中華書局、二〇一三年、三〇三～四一七頁)などを参照した。

(57) 朕昨令禮部尚書鄭肅等、與彼使臣面陳大計、溫仔合將軍等皆諳朕旨、願言結成。

(58) 右、今月十三日於閣中面奉聖旨、令撰書進來者。臣請待鄭肅等與語了撰述、今撰訖、謹進上。

(59) 右、奉宣、令臣於書內添堅昆事者。緣未審知黠戛斯的是堅昆之後、恐須粗言梗槩、未可明書。今已依宣添改、其間有詞意未盡處、亦更加添。臣學識空虛、文理淺近、再陳獻。伏積兢惶、謹連封進。

(60) 右、奉宣、令臣撰進來者。臣詳其表中情款、一一報答。盡不闕遺、兼不爲文言、遣其易會。緣册命時須令其稱蕃事、須云册命之禮、並依回鶴故事。若須更有邀約、即待朝廷命使日別賜敕書、稍爲允愜。謹緣上進、未審可否。

(61) 張九齡『曲江集』附録(商務印書館、一九三七年、二三七頁)。

(62) 渤海王武藝、違我王命、思絶其詞。中書奏章、不愜上意、命公改作、援筆立成、上甚嘉焉。即拜尙書工部侍郎兼知制誥。

(早稲田大学大学院文学研究科東洋史学コース博士後期課程)

THE TOYO GAKUHO

Vol.100, No.1 - June 2018

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT
OF THE TOYO BUNKO)

The Chronology and Drafting of Documents of State Issued
by the Tang Dynasty to the Kirghiz during Their Rise to Power in Mongolia

Qi Huijun

This article is an attempt to confirm the chronology of the four official state documents (*guoshu* 國書) issued by the Tang emperor to the Kirghiz ruler during the Huichang 會昌 Era (841–846), then analyze the process by which they were drafted. The Huichang Era was a time marked by a transition from Uighur to Kirghiz rule in Mongolia, a development which the Tang Dynasty had to heed with caution, leading to the drafting and issuance of state documents, the process of which is described in part in the extant historiography. Despite the importance of this event in the study of Tang period diplomatics, the related sources have yet to be analyzed in detail.

The four documents of state in question were issued to the Kirghiz in the following order: 1) “To the King of the Kirghiz” 25th–30th day of the 2nd month of Huichang 3 (843); 2) “To the Qaghan of the Kirghiz” during the 3rd month of Huichang 3 (843); 3), “To the Qaghan of Kirghiz” during the following 6th month; and 4) “To the Kirghiz” during the 2nd month of Huichang 4 (844).

An analysis of the Chinese renditions of the name “Kirghiz” reveals that diplomatic letters brought by the Kirghiz envoys were not written in Chinese, but rather either written in Turk-runic or presented orally, then translated into Chinese by official translators of the Imperial Secretariat (Zhongshu-sheng 中書省) before being submitted to the emperor. During the late Tang Period, imperial orders for the drafting of documents of state would be directed to either chancellors, drafters of proclamations (Zhizhigao 知制誥), Secretariat clerks (Zhongshu Sheren 中書舍人), or scholars of the

Hanlin 翰林 Imperial Academy.

When the chancellor was ordered to draft a document of state, he would receive an imperial directive to that effect, then make a draft based on the result of other ministers' conference with the foreign diplomats concerned, resulting in a manuscript that would be submitted to the emperor; and in the case of the documents sent to the Kirghiz, the original manuscripts were authored by de facto Chancellor Li Deyu 李德裕 (according to his collected works *Huichang Yipin Ji* 會昌一品集) and rewritten with amendments proposed by Emperor Wuzong 武宗 himself, before being issued to the Kirghiz.

Irrigation Organizations and Kinship in 10th Century Dunhuang:
Based on an Analysis of *Quren's* Circular (渠人轉帖) S.6123

ISHIKAWA Yoshihito

Quren 渠人 is the familiar term referring to workers renovating and maintaining irrigation works at the Dunhuang 敦煌 oasis during the era of the Loyalist Army (Guiyijun 歸義軍) regime situated at the junction connecting the Hexi 河西 Corridor and the Tarim Basin. Despite the large body of research to date regarding these workers, the reason why they engaged in irrigation and were formed into associations, so-called *qushe* 渠社, has yet to be fully explained, thus leaving a concrete picture of their *raison d'être* unclarified.

The present article analyzes the document Stein 6123, entitled "Circular for the *Quren* of the West Branch of Yiqiu Canal" (Yiqiu Xizhi *Quren* Zhuantie 宜秋西枝渠人轉帖), which has not been studied in depth in the research to date, in order to clarify the following three points. First, the author examines the facts surrounding *quren* accommodating (*kan* 看) and consulting with (*xiangliang* 相量) officials in charge of allocating water for agricultural use (*pingshui* 平水). Secondly, the circular did not move from individual to individual, but rather among groups with identical surnames. Although the document does contain individual seals acknowledging that each *quren* had received it, the marks are uniform for each surname group,